

一社二丁目自治会規則 慶弔規定

名古屋市
名東区 一社二丁目自治会

一社二丁目自治会会則

- (1) 名 称 本会は一社二丁目自治会と称する。
- (2) 事務所 本会の事務所は、自治会々長宅に置く。
- (3) 会 員 本会は一社二丁目136番地から196番地居住者により組織し会員は世帯単位とする。準世帯者は準会員とすることができる。
- (4) 目 的 本会は町内居住者の意思疎通をはかり相互親睦により明るく健康的な生活環境の向上と和やかな連帶的地域社会の進歩のため効果的な活動を遂行することを目的とする。
- (5) 事 業 本会は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
1. 会員相互の親睦を図ること。
 2. 町内地域の環境整備を図ること。
 3. 名古屋市との協力及び連絡調整に関する事。
 4. 自主防災会を組織しその活動に協力・支援すること。
 5. 名東学区連絡協議会や地域の諸団体と連携して行動すること。
 6. その他目的達成に必要な事項。
- (6) 入退会
1. 第3項に定める区域に住所を有する者で本会に入会しようとする場合は入会申込書を会長に提出しなければならない。
 2. 本会は、入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 3. 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとみなす。
 - 1) 第3項に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - 2) 本人より退会届が会長に提出された場合。
 - 3) 総会にて退会勧告が決定された場合。
- (7) 組 織 本会は前条の目的を遂行するため会長・副会長・会計により執行部を組織し会務を処理し自治会の運営に当たる。
- (8) 役 員 本会に次の役員を置く。役員は無報酬とする。
- ① 会 長 1名
 - ② 副 会 長 2名以内
 - ③ 会 計 1名
 - ④ 会 計 監 査 1名
 - ⑤ 幹 事 6名以上
 - ⑥ 顧 問 置くことができる。
- 運営上必要の場合は会長提案の上増減することができる。
- (9) 役員の選出 会長及び会計監査並びに幹事は組長会議により選出する。副会長、会計、顧問、書記等は会長が推せんし組長会議の同意を求める。
- (10) 任 期 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- (11) 担 当 ① 会長は本会を代表し、会務を総理し会の運営及び会議を主宰する。

- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
 - ③ 会計は本会の会計を処理する。
 - ④ 会計監査は本会の会計の監査に当たる。
 - ⑤ 幹事は執行部に協力し実務遂行に当たる。
- (12) 組 長 街路に囲まれた宅地の集団ブロック内の世帯を基準として編成する。マンションにあっては組を編成できる。各組より1名を組長として選出する。組長の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。
- (13) 書 記 本会の事務を円滑に処理するため、必要に応じ書記を置くことができる。書記は執行部に参加し会務を行う。
- (14) 会 議 本会の会議は次の通りとする。
会議は構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
出席は委任状を持って代えることができる。
1. 組長会議(総会)
役員と組長で構成し、本会の最高意志決定機関である。
①自治会運営の年度計画を審議し年度予算及び決算を議決承認する。
②役員を選任し承認する。
③会則を改正する。
④その他重要事項を決定する。
⑤毎年3月又は4月に定例会を開き、必要に応じ会長が臨時会を招集する。
会員の過半数の要請があった場合開催する。
2. 幹事会
執行部と幹事で構成し、平常会務の処理・実施について協議する。
- (15) 会 計 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。ただし運営上必要な場合は変更することができる。
- (16) 運 営 費 本会の運営に要する経費は次による。
①会費 ②寄附金 ③その他
- (17) 支出決裁 本会の運営に必要な経費は会長の承認を得て支出する。
- (18) 監 査 会計監査は会計年度ごとに決算を監査し、組長会議に報告しなければならない。
- (19) 会則変更 本会則の改定は組長会議によらなければならない。
- (20) 会 費 ①会費は1か月200円とする。ただし準世帯者は1か月100円とする。
②会費の集金は所定の会費台帳に基づき、1か年分又は6か月分単位で組長が集金し、指定日までに会計に納金する。
- (21) 書類の保存 会に関する重要な書類は過去5年度分は保存し、それ以前のものは保存しないでよい。

附則1) 2008年4月改訂実施

附則2) 年度の会長は です。(年総会選出。)

一社二丁目自治会慶弔規定

第1条　自治会の慶弔に関する項目及び金額を次のとおり定める。

1)　会員が大臣表彰等著しい善行があった場合は、協議の上表彰し祝い金等を贈ることができる。

2)　死亡弔慰金は下記による。

世帯主が死亡の場合	5,000円
	事情に応じ花輪等追加できる。

家族が死亡の場合	3,000円
----------	--------

3)　葬儀に関する世話事は自治会で行うことができる。

第2条　慶弔費は自治会費より当てるものとする。

第3条　自治会主催の行事で不慮の事故等不測事態が発生した場合は下記に準じて対処するものとする。

1)　入院1か月以上最高50,000円を限度とする保障又は見舞いとする。
執行部で決定し組長会議で事後承認を得るものとする。

2)　死　亡

組長会議により協議決定するものとする。

3)　その他については全て組長会議の協議決定に基づくものとする。

第4条　その他

1)　会計報告は会計年度ごとに定例組長会議にて行う。

2)　改訂の必要が生じた場合は組長会議に提案し決定する。

附則)　本慶弔規定は昭和51年4月1日より実施する。

2008年4月改訂実施